

## CCS の社会実装に向けたモニタリング義務のあり方について

日本CCS調査株式会社

川端 尚志

### 1. 苫小牧 CCS 大規模実証試験におけるモニタリング義務

苫小牧 CCS 大規模実証試験事業(以下、「本事業」と言う。)は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下、「海防法」と言う。)に基づく許可を受けて海底下への CO<sub>2</sub> 地中貯留(CCS)を行っている。事業化においては、本実証の経験を踏まえて、見直しを行うべき点は見直しをする、というスタンスで行うべき。

#### (1) CO<sub>2</sub> の漏洩可能性と科学的な根拠が乏しい監視項目の整理について

本事業は、我が国において実施されていなかった大規模 CO<sub>2</sub> 貯留の実証試験という性質を踏まえて、多くのモニタリング項目を設定したものの、一部には CO<sub>2</sub> 漏洩の根拠が乏しく、CCS 社会実装の際にそのまま適用されれば、事業化を妨げかねない項目が存在する。

##### 例:海水の化学的性状の監視

海水の成分分析により CO<sub>2</sub> 漏洩を検知可能との前提で当該項目の監視が許可条件とされているが、実際には海水成分変化の原因は多様であり、CO<sub>2</sub> 漏洩の因果関係は不明確との見解がある。

自然変動が大きく、CO<sub>2</sub> の漏洩を合理的に説明する科学的根拠に乏しい監視項目の設定は、周辺地元住民に無用の不安を惹起させるほか、事業者側にも無用の負担を掛けること等からも、監視項目は科学的根拠に基づくものとして、国際的にも標準的に認められる内容で設定されるべきであり、これまで海防法において実施されたものであることを理由に行うべきではないと考える。

#### (2) 監視義務期間

CCS では長期間の圧入・貯蔵が想定されていることが、外国の事例では、CO<sub>2</sub> の地下での長期安定性が確認できれば、国による管理や監視を行う形に切り替えることができるか、有限化がはかられている。海防法ではこのような措置がなく事業化を妨げている可能性があり、許可期間の延長や時間経過に伴う監視義務の緩和等が必要。

## 2. 社会実装に向けたモニタリングのあり方

こうした状況及び問題意識を踏まえ、本事業の有識者委員会(課題検討会)の下に設置した「将来の CCS 社会実装を見据えたあるべきモニタリングに係る分科会」において、CCSに係る必要十分なモニタリングの姿について検討を行っている。

詳細については、次回、第2回小委員会において、当該分科会における一定の方向性(あるべき CCS モニタリングの姿に係る提案骨子)としてご説明させていただきたい。こうした検討が、CCS 事業法(仮称)等におけるモニタリング義務のあり方を策定される際の参考としていただけることを期待する。

以上